

平成27年度第10回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出日：平成27年8月18日  
 担当部・課：福祉部 子育て支援課〔内線2524〕

① 件名	
平成27年度小規模保育事業における東日本大震災に伴う保育料の減免に係る補助金交付制度の創設について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p><b>【背景】</b>          現行の認可保育施設等については、平成23年度から保育料等減免措置として宮城県被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業分）の減免補助がある一方、小規模保育事業施設においては国が財源措置を示していないため、被災保護者には保育料の負担が強いられる。</p> <p><b>【目的】</b>          公平かつ安心して子育てができる環境を整えるため、小規模保育事業施設を利用している被災保護者に対して保育料の負担軽減を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p><b>【根拠法令】</b>          石巻市認可保育所等の保育料に関する条例          子ども・子育て支援法          石巻市子ども未来プラン</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          第4章 安心して健やかに暮らせるまち          第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する          1 子育てを支援する環境を整備する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成27年5月	宮城県保健福祉部子育て支援課から平成27年度「宮城県被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業分）」の交付申請書提出の通知があり、施設型給付事業施設（認可保育所等）の保育料の減免措置が示される。
平成27年6月	宮城県保健福祉部子育て支援課照会 地域型保育事業施設（小規模保育事業）については事業者と利用者の直接契約となるため減免対象外となる回答あり。
平成27年8月	現行の認可保育施設入所児童と公平性に欠けるため財源確保を含めた市独自の減免対応について検討

⑤ 主な内容	
1 補助対象者	小規模保育事業者
2 減免対象	小規模保育事業者が次の事由に該当する保護者に対し保育料の全額を減免した場合 1. 児童又は扶養義務者等の居住する住宅全壊、大規模半壊又は半壊した 2. 児童又は扶養義務者等が障害者となった、又は重篤な傷病を負った 3. 扶養義務者が死亡した 4. 扶養義務者が行方不明である 5. 児童又は扶養義務者等が原子力災害対策特別措置法の対象となった 6. 収入減となり平成27年所得が、平成26年所得を下回る見込みである
3 補助内容	減免した保育料相当額を補助する。(平成27年4月まで遡及のうえ保育料を補助)
※減免内容については、現在実施している認可保育施設と同様とする。	
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)	
1 補助見込額	5,421,000円
【積算内訳】	
入所児童数	4施設59人について、平成26年度認可保育所等における減免実績による対象者割合39.2%(23人)、1人あたりの減免額235,658円で算出
	(財源;東日本大震災復興基金)
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
仙台市、多賀城市、東松島市において実施	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成27年8月	(平成27年度)小規模保育事業者における東日本大震災に伴う保育料の減免に係る補助金交付要綱制定
平成27年9月	第3回定例会に補正予算案提出
平成27年9月	申請受付開始(申請期間:9月末~12月末日)
平成27年10月以降	補助開始
⑨ その他	